

令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和元年10月10日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮
主任主事 田中 絵美

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 8件 |
| 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の届出について | 3件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 6件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 9件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、石原和弘委員

4番、鈴木一男委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長

議長

浅海 議長

5番、山田芳裕班長

山田 班長

2班の現地調査の報告をいたします。

10月3日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について8件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計9件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号8までは関連していますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め審議番号1から審議番号8までを一括審議といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページから4ページまでをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1から審議番号8までは関連していますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が、田3筆、合計面積1,817平方メートルで、審議番号2は、田3筆、合計面積1,086平方メートルで、審議番号3は、田1筆、面積653平方メートルで、審議番号4は、田2筆、合計面積297平方メートルで、審議番号5は、田1筆、面積862平方メートルで、審議番号6は、田1筆、面積158平方メートルで、審議番号7は、田1筆、面積

145平方メートルで、審議番号8は、田7筆、合計面積585平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による特別養護老人ホーム用地です。

申請理由は、譲受人は介護事業を営んでいますが、更なる事業の拡大を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として敷地内に設置した雨水枡から地下貯留槽へ集水し、オーバーフロー分は既設の排水路へ放流するとともに、周囲を3段から4段積みブロック及びL型鉄筋コンクリート擁壁で囲み、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、当該地は鉄道の駅が近く、また幹線道路に近接していることから都市圏等への交通の便が良く、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金、県補助金、社会福祉医療機構借入金並びに金融機関からの借入金で賄い、自己資金につきましては金融機関の残高証明書、県補助金につきましては内示通知書、社会福祉医療機構借入金につきましては借入申込受理票、金融機関からの借入金につきましては融資証明依頼書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

なお、当該申請は転用に係る農地面積が30アールを超えることから、知事への進達前に農業委員会ネットワーク機構へ諮問することとなっています。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

古川 委員

議長

浅海 議長

2番、古川和昭委員

古川 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1から審議番号8までは関連していますので一括して調査報告をいたします。

10月3日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

審議番号1が、田3筆、合計面積1,817平方メートルで、審議番号2は、田3筆、合計面積1,086平方メートルで、審議番号3は、田1筆、面積653平方メートルで、審議番号4は、田2筆、合計面積297平方メートルで、審議番号5は、田1筆、面積862平方メートルで、審議番号6は、田

1筆、面積158平方メートルで、審議番号7は、田1筆、面積145平方メートルで、審議番号8は、田7筆、合計面積585平方メートルで、合計19筆、5,603平方メートルの荒廃及び休耕農地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、造成計画等に変更が生じた場合は、事前に相談するよう指導しました。次に、土地利用計画図に街灯の設置標記が無かったことから、設置の有無を確認したところ、隣接する畑には影響しないよう設置するとの回答があったことから、土地利用計画図にその旨を記載して差し替えるよう指導し、当該事項を記載した土地利用計画図を本日確認しました。次に、本件によって水路と申請地に囲まれ袋地となり、耕作条件が悪化する農地が生じることから、今後計画変更等が生じた場合など、当該農地の活用についての要望をいたしました。最後に、向かい側に公民館があり前面道路も通学路になっていることから、工事期間中はもとより、施工後においても十分注意すること、許可後は速やかに着工し、許可後の3カ月及びその後1年後ごとに工事進捗状況報告書を、完了後は工事完了報告書を提出するとともに、地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑3筆、合計面積2,775平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第2号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑3筆、合計面積2,775平方メートルの荒廃農地でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を上程いたします。

第1号から第4号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の8ページから10ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について6件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出9件の計15件につきましては、内容及び添

付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和元年11月5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 一男